

# 高知県子どもの環境づくり推進計画 (第四期)

子ども条例の目指す理念を実現するための  
**13** プラン



高知県 子育て応援マスコット「るんだ」

平成30年3月

高知県



## はじめに

---

子ども一人ひとりが自分の夢を持って幸せに育つことができる環境を構築することは県民の願いです。

その実現を目指し、県では平成16年8月に「高知県こども条例」を施行し、平成25年4月には新たな「高知県子ども条例」として改定するとともに、「高知県子どもの環境づくり推進計画(第三期)」に基づく取組を進めてまいりました。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。このため、引き続き、人と人との強い絆で結ばれた地域社会を再構築し、子ども一人ひとりが、自らの力を発揮しながら、自尊感情と他者を思いやる心を育み、すくすくと成長することができる社会環境と教育環境を醸成してまいります。

この度、第三期計画の取り組みを踏まえ、平成30年度からの5年間を計画期間とする「高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期)」を策定しました。第四期計画には、「特に「厳しい環境にある子どもたち」に配慮して取組を実施」する視点を追加するとともに、「子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援」を実施するプランを追加するなど、取組の充実を図ることとしています。

今後とも、本計画とともに、「日本一の健康長寿県構想」「高知県教育振興基本計画」などと相互に補完し合いながら、子どもたちが健やかに成長することができる環境づくりに向けて、取組を進めてまいります。

市町村などの行政機関をはじめ、保護者、学校関係者、地域の方々など県民の皆様におかれましても、子どものためのより良い環境づくりに向けて、一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の作成にあたりご尽力いただきました「高知県子どもの環境づくり推進委員会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

高知県知事 尾崎 正直



# 目 次

---

## 第 1 章 推進計画の概要

1 推進計画の根拠	1
2 推進計画策定の経緯	1
3 推進計画の期間	2

## 第 2 章 推進計画の基本的な考え方

1 推進計画が目指すもの	3
2 推進計画の体系	4

## 第 3 章 子ども条例の目指す理念を実現するための 13プラン

1 家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性・社会性を育む	5
■現状と課題	5
■取り組みの方向性と基本プラン	7
2 成長とともに高い規範意識、自尊心と他者を思いやる心を身に付ける	9
■現状と課題	9
■取り組みの方向性と基本プラン	11
3 子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる	15
■現状と課題	15
■取り組みの方向性と基本プラン	17

第 4 章 推進計画の進捗のために	20
-------------------	----

## 参考資料

# 第1章 推進計画の概要

---

## 1 推進計画の根拠

高知県子ども条例では、第10条において「県は、この条例の目的及び基本理念を実現するための計画（以下「推進計画」という。）を策定する」としており、推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとしています。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき指針
- (2) (1)に掲げるもののほか、子どもの環境づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## 2 推進計画策定の経緯

### ◆高知県子ども条例の制定と第一期計画の策定

社会構造や生活スタイルなどの変化に伴い、家庭や地域の教育力が低下してきていると言われていています。このような社会情勢の変化などが子どもにも大きな影響をもたらし、子どもが犯罪に巻き込まれる事件や青少年の非行問題、不登校、ひきこもり、虐待、自傷行為の発生などから、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。

これらのことを背景として、「高知県子ども条例」を平成16年8月6日に制定しました。

子ども条例に託された、「高知県の未来を担うすべての子どもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに健やかに育つこと」を願う多くの県民の皆さんの想いや願いをどう具体化していくのかというテーマのもと、平成19年3月に高知県子どもの環境づくり推進計画を策定し、その後も取り組みを進めてきました。

### ◆条例の改正と第三期計画の策定

急速な少子化や核家族化の進行に伴い、地域社会の活力や共同社会機能の低下が子どもの人間関係や社会意識の希薄化をもたらす中で、子どもが健やかに成長できる環境づくりに向けて、家庭や学校、地域と行政が一体的に取り組むを進めることが必要という認識のもと、「高知県子ども条例」を、平成24年12月に「高知県子ども条例」へと改正し、平成25年4月1日から施行しました。

改正した条例に基づき、条例の目的や基本理念を実現するため、高知県子どもの環境づくり推進委員会を設置して、その意見などを踏まえ、「高知県子どもの環境づくり推進計画（第三期）」を策定し、取り組みを進めてきました。

#### ◆ 第四期計画の策定

第三期計画の取り組みや、高知県子どもの環境づくり推進委員会の意見などを踏まえ、第四期計画となる「高知県子どもの環境づくり推進計画～子ども条例の目指す理念を実現するための13プラン～」を策定いたしました。

第四期計画では、子どもが健やかに育つ環境づくりに向けて、「高知県次世代育成支援行動計画」、「日本一の健康長寿県構想」、「高知県教育振興基本計画」、「よさこい健康プラン21」、「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」など、子どもに関係する他の計画とも相互に連携しながら、引き続き取り組みを進めていきます。

また、県が行う子どもに関する様々な事業についても、子ども条例に掲げる『全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現』を目指して、取り組みを進めていきます。

### 3 推進計画の期間

平成30年度～34年度までの5年間とします。

## 第2章 推進計画の基本的な考え方

### 1 推進計画が目指すもの

「高知県子ども条例」の前文では、高知県の将来を担う子どもが、豊かな自然の中で夢を持ってのびのびと遊び、心豊かに成長することは、すべての県民の願いとしています。

高知県は、黒潮打ち寄せる変化に富んだ海岸線をはじめ、四万十川や仁淀川に代表される清流や緑深い山々など、美しく豊かな自然環境に恵まれています。この高知県の特性を十分に生かしながら、子どもと日々接する大人たちが、それぞれの役割や責任をしっかりと再認識し、子どもの成長をしっかりと見守り、支えていかなければなりません。

このような考え方を基本に、子どもの権利が尊重されながら、子どもが高い規範意識や自尊心を身に付け、心豊かに成長し、将来の社会を支える一員として育っていけるよう、家庭や学校、地域と行政が一体となって、子どものための環境づくりに取り組む必要があります。

こうしたことから、この推進計画では、条例の第1条に掲げる、「全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現」を目標とすることとしました。

この目標の達成に向けて、条例の第3条に掲げる基本理念をもとに、「目指すべき姿」として次の3つの柱を位置づけました。

1. 家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性・社会性を育む
2. 成長とともに高い規範意識、自尊心と他者を思いやる心を身に付ける
3. 子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる

この3つの柱ごとに、「現状と課題」や「取り組みの方向性」及び「基本プラン」をまとめました。



## 2 推進計画の体系

### 計画の目標

全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現（第1条）

特に「厳しい環境にある子どもたち」に配慮して取組を実施

### 目指すべき姿

#### 1 家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性・社会性を育む

○豊かな自然環境など、高知県の特性を十分に生かしながら、豊かな人間性を育む

プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援

プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり

○子ども一人一人が、自らの力を発揮しながら主体的に活動できる環境を整える

プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援

プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり

#### 2 成長とともに高い規範意識、自尊心と他者を思いやる心を身に付ける

○すくすくと成長することができる社会環境・教育環境の醸成

プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり

プラン6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備

○成長に応じ「規範意識」「自尊感情」「思いやり」を身に付けられる環境づくり

プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進

プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み

#### 3 子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる

○子どもの権利が尊重されながら、安心して心豊かに成長できる

プラン9 子どもの人権に関する理解の促進

プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化

プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み

プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援

○子どもの健やかな成長を支える生活習慣を身に付ける

プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進

## 第3章 子ども条例の目指す理念を実現するための 13プラン

### 1 家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、 人間性・社会性を育む

子どもは、様々な直接体験を通じて、実際の生活や社会のしくみ、自然など多くのことを学んでいきます。また、集団遊びなど他者との関わりの中で、集団の中でのルールや役割を身に付け、自分を大切にするとともに、他人をも大切にするという社会的な関係をつくり出していきます。

その中で得た知識・経験や考え方、学校教育の中で培った基礎学力などをもとに、実生活での様々な活動に取り組み、課題に直面することなどを通じて、子どもは、自ら考え行動する力を蓄え、人間性や社会性を育みながら、将来を切り開いていく力を身に付けていきます。

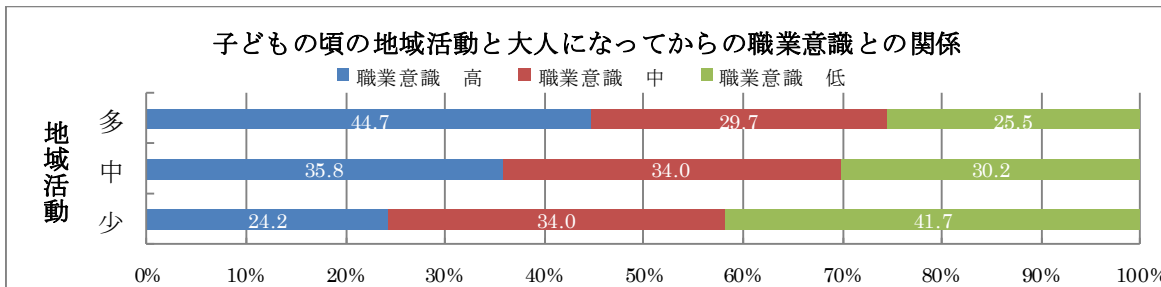
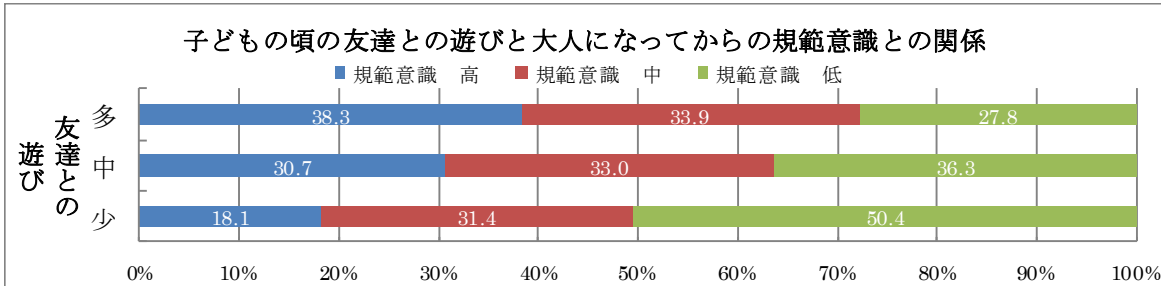
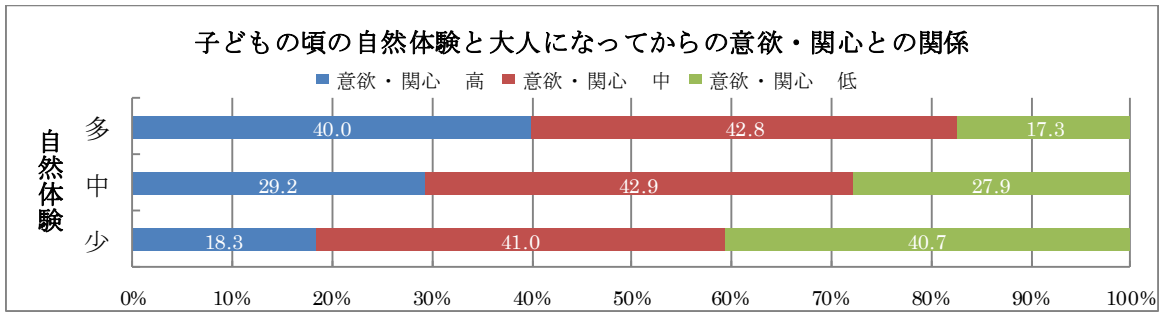
こうした力を育むためには、家庭や学校、地域や行政それぞれが、子どもの成長段階に応じた様々な体験の機会を提供していくことが大切です。

#### ■現状と課題

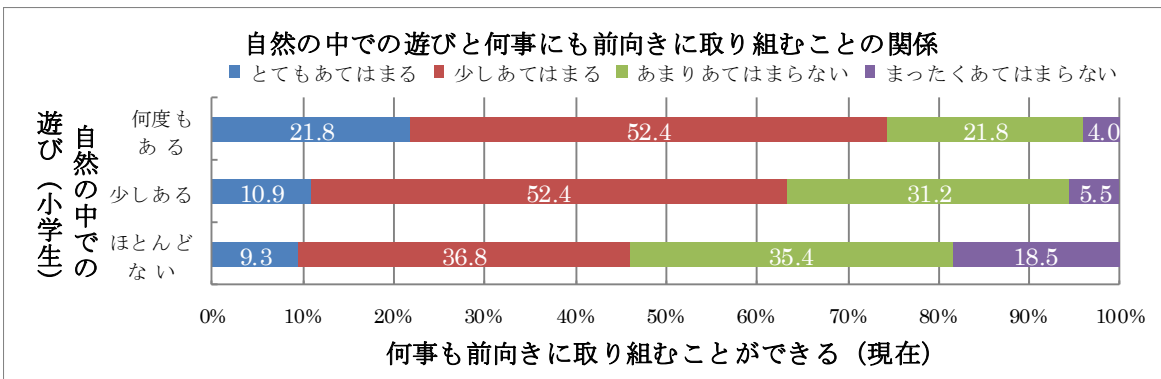
- 小さい子どもは、遊びの中で多くのことを学んでいきます。子どもは、いろいろな体験や学びの中で考えたり、感動したり、驚いたり、「なぜ」という疑問を抱いたり、失敗したりなどの多様な経験を積み重ねることにより、感性豊かな人間性を育み、たくましく成長していきます。
- 子どもの頃に自然体験や友達との遊び、地域活動を数多く体験した方が、大人になってからの新たな挑戦への意欲や関心が高く、さらに、規範意識などが高くなる傾向にあるといった報告や、地域行事への参加が多い子どもほどコミュニケーションスキルが高いといった報告（次頁図）もありますが、人口減少や少子化が進行する中で、子どもが多様な体験に触れられる機会は減少しつつあります。

こうした中、教育活動を通じた体験の機会を充実することはもちろん、子どもが様々な体験をしながら育つことのできる環境づくりの重要性を大人が改めて認識し、家庭や地域社会が「体験の場」としての力を取り戻すことが大切です。

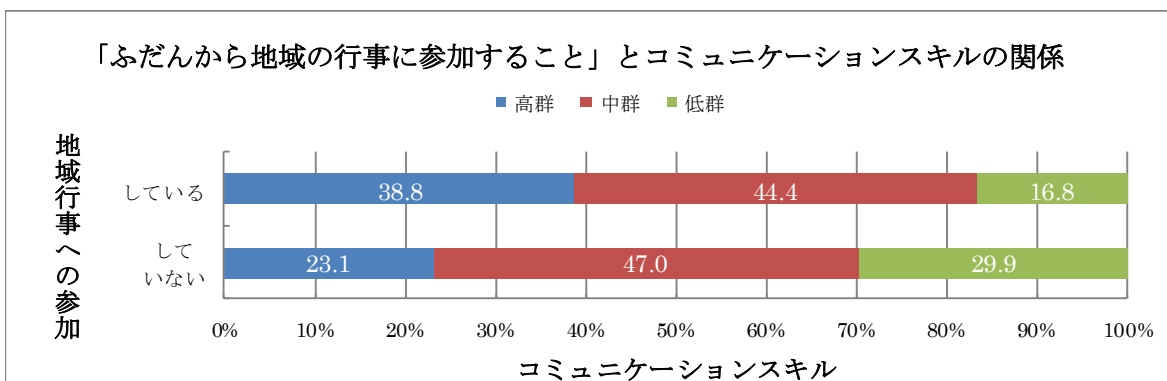
## 子どもの頃の体験と大人になってからの意欲・関心などの関係



独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」(平成22年10月)より



独立行政法人国立青少年教育振興機構「子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究」(平成29年4月)より



独立行政法人国立青少年教育振興機構「子供の生活力に関する実態調査」(平成27年5月)より

## ■取り組みの方向性

### ① 豊かな自然環境など、高知県の特徴を十分に生かしながら、豊かな人間性を育む

親子での体験活動や地域の人との交流など様々な体験を通じて、世代間のつながりや社会性を育み、人を大切にする心を養う取り組みを進めます。

また、豊かな感性と創造力を育むため、地域・郷土の文化や自然、舞台芸術、スポーツなどに子どもが触れる機会の充実に努めます。

## ■基本プラン

### プラン 1 子どもが豊かな体験をするための支援

- ・親子で参加できる活動や学校の野外活動など、子どもの成長に大きく影響する体験活動の重要性の啓発 【生涯学習課、保健体育課】
- ・自然体験活動やその他の様々な体験活動の充実及び情報提供  
【食品・衛生課、児童家庭課、国際交流課、環境共生課、生涯学習課】

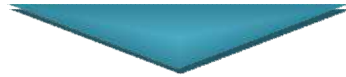
### プラン 2 文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり

- ・知られていない地域の文化や伝統芸能、昔あそびなどに触れ、自分の住む地域への愛着や親しみを感じられる機会の充実 【文化振興課、スポーツ課、生涯学習課、文化財課】
- ・芸術やスポーツ、自然などの生の姿に触れ、実際に自分でやってみる参加体験型のイベントの促進や、ハンズ・オン（自ら見て、触って、試して、考えること）の機会の充実  
【文化振興課、国際交流課、まんが王国土佐推進課、スポーツ課、鳥獣対策課、林業環境政策課、木材産業振興課、環境共生課、防災砂防課、港湾・海岸課、小中学校課、高等学校課、生涯学習課】
- ・学校や地域でのものづくり体験を通じて地場産業についての理解を深めるなど、様々な職業観を身に付ける機会の充実  
【広報広聴課、林業環境政策課、木材産業振興課、環境共生課】
- ・子どもの「夢」や「志」をかなえるため、社会的・職業的自立に向けて必要な能力やマナーを身に付けるキャリア教育の推進  
【障害保健福祉課、文化振興課、まんが王国土佐推進課、私学・大学支援課、スポーツ課、公園下水道課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、保健体育課】
- ・子どものスポーツに対する意欲が高まり、体力・競技力の向上や部活動の活性化につながる取り組みの推進 【スポーツ課、保健体育課】

## ■取り組みの方向性

### ② 子ども一人一人が、自らの力を発揮しながら主体的に活動できる環境を整える

子どもが夢や目標を持ち、その実現に向け自らが意欲を持って歩いていけるよう、職業生活に必要とされる基礎的な知識やコミュニケーション力を身に付ける機会を提供するほか、ボランティア体験など、社会の中で主体的に活動できる環境づくりを進めます。



## ■基本プラン

### プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援

- ・子どもが読書習慣を身につけられるための読書活動の推進や、様々な機会と場所において読書できる環境づくり 【生涯学習課】
- ・ボランティア活動への支援や学年・学校を超えた地域間交流の場づくりへの支援 【地域福祉政策課、少子対策課、まんが王国土佐推進課】
- ・南海トラフ地震等の災害発生時に、子どもの命を守り、命をつなぐための支援や情報提供 【防災砂防課、港湾・海岸課、学校安全対策課、幼保支援課、生涯学習課】

### プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり

- ・子どもが公共のイベントに企画などを通じて参加する機会の促進や、地域の特色を生かした子どもの自主的・創造的な活動の推進 【少子対策課、高等学校課】
- ・子どもの地域活動などに関する情報提供 【全所属】

## 2 成長とともに高い規範意識、自尊心と 他者を思いやる心を身に付ける

子どもが心豊かに成長していくためには、心の拠りどころとなる、安心できる居場所が必要です。

子どもは、成長とともに自我が育ち、強く自己主張をすることも多くなりますが、自分の欲求をしっかりと受け止めてくれる大人との関わりによって徐々に情緒を安定させていくことで、心身の健やかな発達を促し、人として生きていく土台を形成していきます。

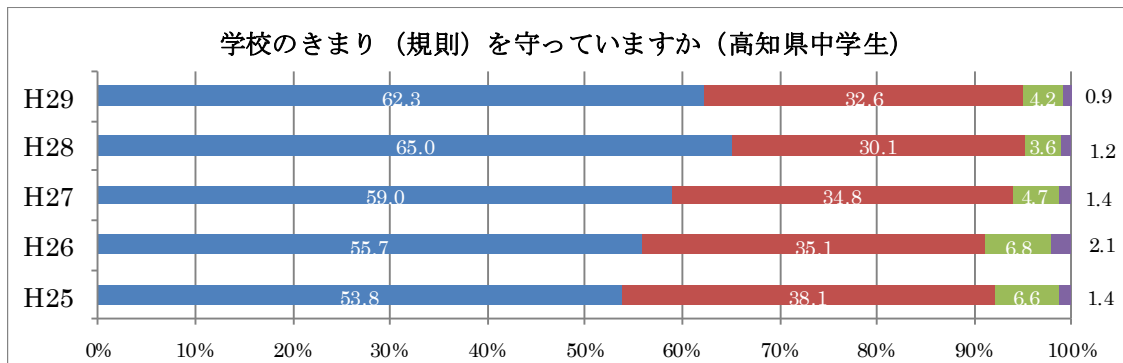
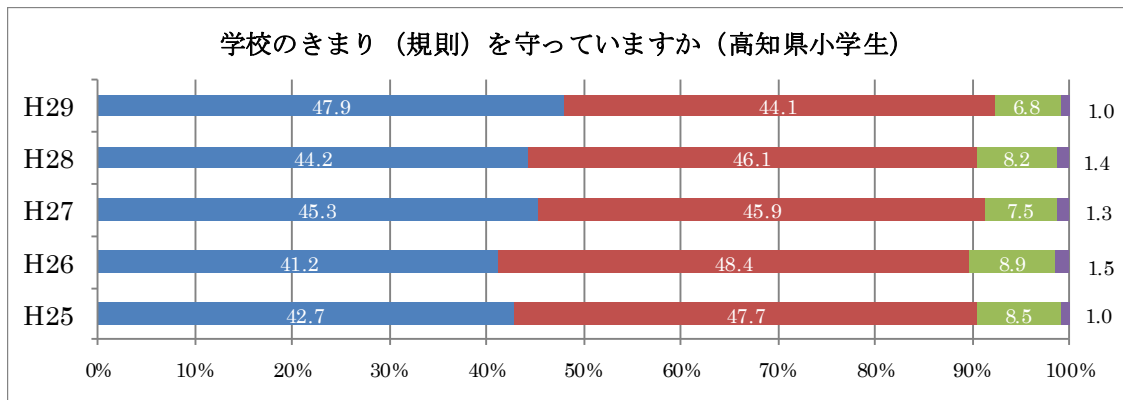
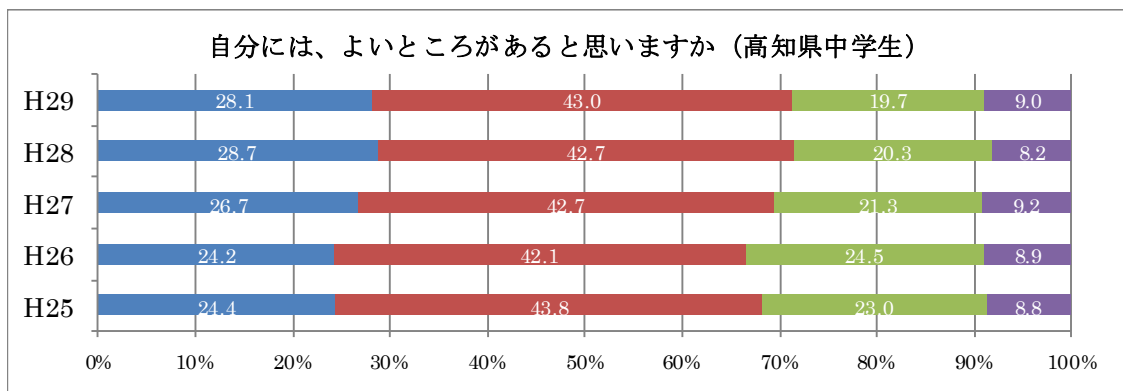
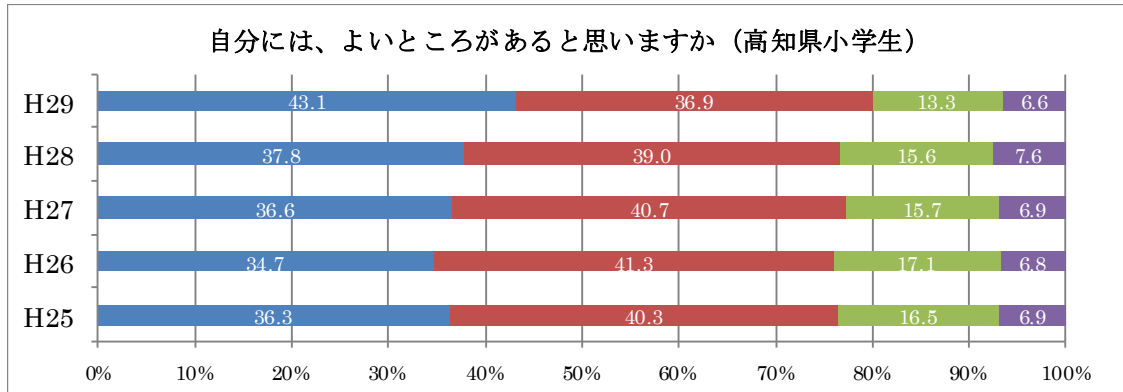
さらに、自分を信じ守ってくれる大人の存在により、安心感や自己肯定感、人に対する信頼感を育むとともに、成長に応じて、自分以外の子どもや大人とのコミュニケーションを重ねながら、相手を思いやる心や規範意識といった社会性を身に付けていきます。

全ての子どもが、かけがえのない存在として生まれ、自己肯定感や社会性を身に付けられる環境を整備することは、保護者はもとより、地域の大人をはじめ社会全体の責任でもあります。

### ■ 現状と課題

- 子どもの豊かな心を育む「安心できる居場所」として、家庭の果たす役割は大きく、まずは保護者が、子どもの心をしっかりと受け止め、主体的に関わりを持つことが重要です。しかしながら現実には、家庭や学校に居場所がなく問題行動を重ねる子どもも存在する中、親の子育て力を高める支援や子どもを社会全体で支える取り組み・機運の醸成など、様々な形で子どもの居場所づくりが必要とされています。
- さらに、子どもを取り巻く社会環境はより一層複雑化・多様化しており、様々な経験や再挑戦を繰り返しながら社会的に自立していくために、幅広い選択肢を示していくことも必要です。
- また、少子化や核家族化の進行に伴う地域コミュニティの希薄化は、地域のつながりの中で自分の存在に肯定感を持ち、他人への思いやりの心を育むといった子どもの社会意識の形成にも少なからず影響を与えることから、人間関係の基礎となる多様なコミュニケーションの機会を作っていくことが求められます。
- 併せて、将来の地域社会を担う子どもが、地域の支え手として信頼される大人へと成長していくためには、社会のルールを守るなど規範意識を身に付けることも必要であり、子どもがその意義を理解するとともに、周りの大人も自らのモラルを高めることが重要です。

## 自尊心や規範意識に関連する小中学生の意識の状況



■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない

国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」より

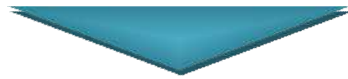


## ■取り組みの方向性

### ① すくすくと成長することができる社会環境・教育環境の醸成

子育ての中心である家庭や学校、地域が、子どもの心や体の安全・安心な居場所となるよう、意識啓発や支援を進めます。

さらに、多様な学びの機会の提供などにより、子どもが再挑戦を繰り返しながら、社会的に自立していける環境の整備を推進します。



## ■基本プラン

### プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行う「高知版ネウボラ(※)」の推進 【健康対策課、児童家庭課、幼保支援課】
- ・子どもの心の安全基地となる親の子育て力向上のための支援や、保育者などの資質及び専門性を高めるための取り組みの推進 【児童家庭課、幼保支援課、生涯学習課】
- ・乳幼児の親子が交流を行う集いの場の充実や、放課後における子どもの学びの場(学ぶ意欲の向上につながる多様な活動の場)の充実 【児童家庭課、幼保支援課、生涯学習課】
- ・地域における子どもの見守り体制の整備  
【地域福祉政策課、障害保健福祉課、児童家庭課、県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生涯学習課】
- ・県内全域へ子ども食堂の取り組みを広げるため、立ち上げ段階から活動の継続まで切れ目のない支援の実施 【児童家庭課】

(※)高知版ネウボラ

『高知版ネウボラ』は、「子育て世代包括支援センター」や「地域子育て支援センター」、また、「保育所」や「あったかふれあいセンター」、さらには、「ファミリー・サポート・センター」などを通じて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な子育て支援を行う仕組みのことを言います。虐待など子育て家庭のリスクに応じた適切な対応を行うとともに、子育て家庭の不安の解消や、働きながら子育てできる環境づくりを行うものです。

<ネウボラ> ネウボラ (neuvola) は、アドバイス (neuvo) の場という意味で、妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援はもちろん、母親、父親、きょうだい、家族全体の心身の健康サポートも目的としています。

(出典：駐日フィンランド大使館ホームページ)



## プラン6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける

### 環境の整備

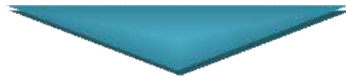
- ・多様な学習ニーズやライフスタイルに対応するため、高等学校卒業程度認定試験や単位制高校、定時制、通信制課程の活用の推進 【高等学校課】
- ・義務教育終了後に進学や就職をしていない子どもや、高校を中退した子どもの学びなおしと、就労など社会的な自立に向けた支援 【児童家庭課、生涯学習課】

## ■取り組みの方向性

### ② 成長に応じ「規範意識」「自尊感情」「思いやり」を身に付けられる環境づくり

子どもの心の健やかな成長に向けて、子どもが大人や地域社会と交流する中で、自らを表現していけるコミュニケーションの機会の確保に努めます。

また、社会のきまりやルールについての理解を深め、子どもと大人がともに規範意識を高めていくための取り組みを進めます。



## ■基本プラン

### プラン 7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進

- ・ 家族や地域との絆を育む取り組みの推進  
【児童家庭課、幼保支援課、警察本部少年女性安全対策課】
- ・ 異年齢交流の推進や、地域の大人や職業人との交流の場づくりへの支援  
【少子対策課、まんが王国土佐推進課、生涯学習課】
- ・ 音楽活動への参加など子どもの成長に応じた様々な表現の場づくりへの支援  
【文化振興課、まんが王国土佐推進課、小中学校課、高等学校課】

### プラン 8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み

- ・ 非行防止教室や万引き防止の啓発、ネットマナーやSNSの危険性の啓発など、非行の未然防止策の推進 【医事業務課、児童家庭課、人権教育課、警察本部少年女性安全対策課】
- ・ 法やきまりの意義についての理解を深め、主体的に社会の形成に参画できる人間としての自覚を身に付けることなどに配慮した、豊かな心を育む道德教育の推進  
【小中学校課】
- ・ 大人自らがモラルの向上に取り組むことの大切さの啓発  
【少子対策課】



### 3 子どもの尊厳及び権利が守られ、 子どもが健やかに成長することができる

子どもの心が健やかに成長するためには、子どもが一人一人の人間としてきちんと尊重され、のびのびと育つ権利が守られることが重要です。

児童虐待やいじめなどといった、子どもの尊厳や権利を著しく侵害し、心と体に深刻なダメージをもたらす問題や経済的な問題などの厳しい環境の多くは、子ども自身の力のみで解決を図ることは難しく、家庭や学校、地域、行政などが連携し、周りの大人が一体となって、子どもをしっかりと守っていくことが何よりも重要です。

併せて、子どもが一人で悩みを抱え込んでしまうことのないよう、相談しやすい環境づくりが求められます。

また、心とともに、体も健やかに成長していくためには、バランスのとれた食事や適度な運動、睡眠などの規則正しい生活習慣を、子どもの頃から身に付けていくことが大切です。

#### ■現状と課題

- 現在の子どもを取り巻く環境を見ると、依然として、いじめや児童虐待、あるいは養育上の問題など、深刻な問題が山積しています。子どもが健やかに育つ権利が守られているとは言い難い状況の中、まずは、子どもを一人の人間として尊重し、その権利を大人が守っていく意識を高めることが必要です。

同時に、児童虐待など生命に関わる深刻な問題には、早期の発見と対応はもちろん、再発防止の徹底や予防対策なども含め総合的に対処することが不可欠であり、様々な相談体制の充実など、家庭や学校、地域、行政が連携した取り組みの強化を図ることが重要です。

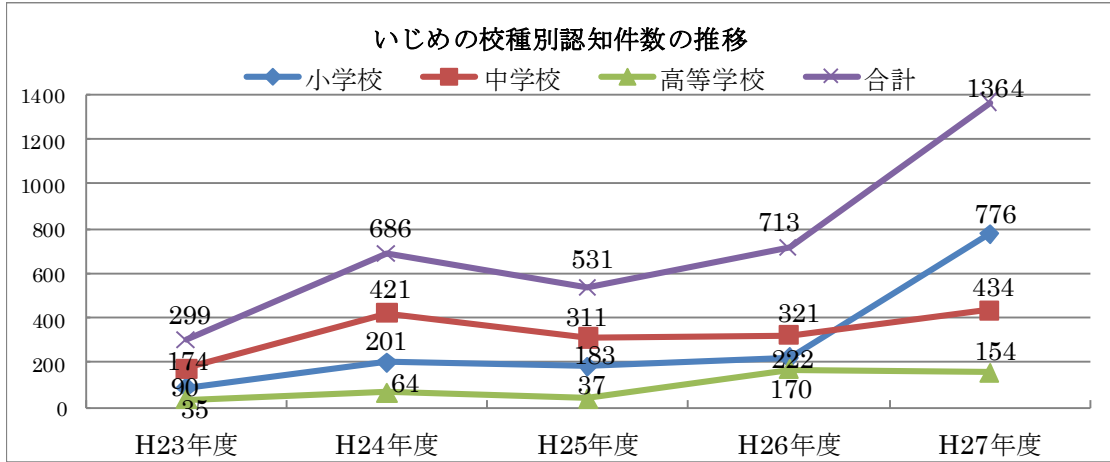
- また、小・中学校では学年が上がるごとに不登校児童が増える傾向にあり、本県の不登校児童生徒の割合は全国平均よりも高い状況ですが、その原因としては、人間関係や勉強に関する問題などが挙げられており、児童生徒の立ち直りに向けた相談体制の充実や、学習支援などの取り組みが必要です。

加えて、様々な理由により学校や社会から離れてしまった子どもの立ち直りを支援し、社会で孤立させないための取り組みも求められます。

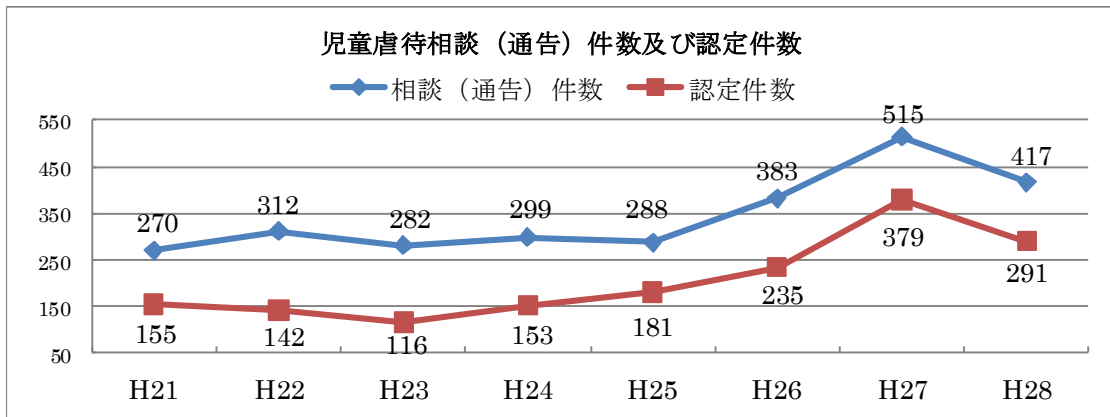
- 健康の面では、現代の子どもの生活習慣を見ると、学年が高くなるほど睡眠時間が少なくなるほか、朝食の摂取率も低くなるなど、子どもの成長に大きな影響が懸念されます。

このため、家庭や学校、地域などが連携し、子どもの発達段階に応じた規則正しい生活習慣を身に付けさせていく取り組みが必要です。

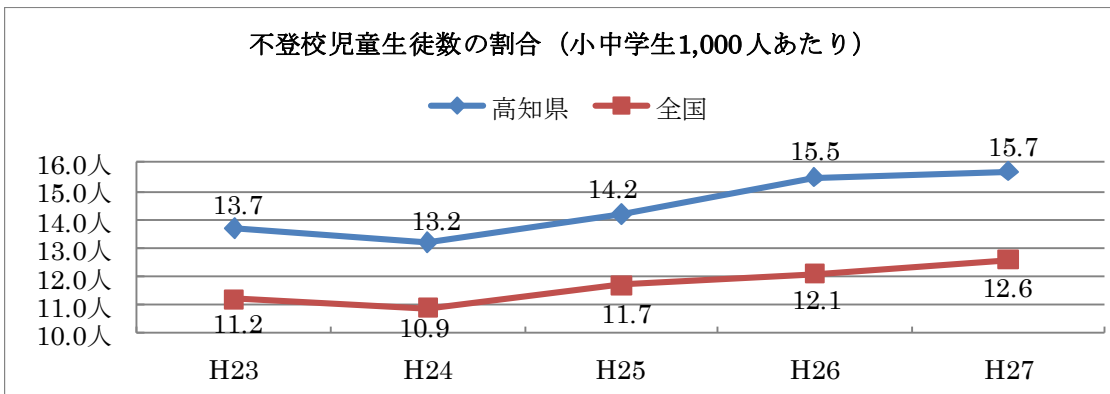
## 子どもを取り巻く深刻な諸問題の現状



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より



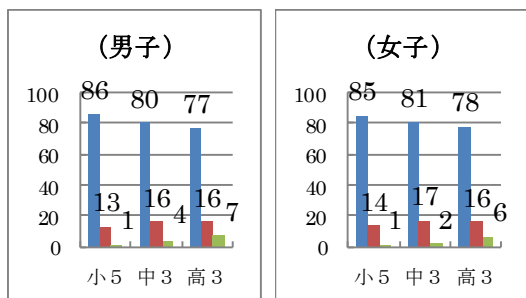
高知県中央・幡多児童相談所「業務概要」より



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

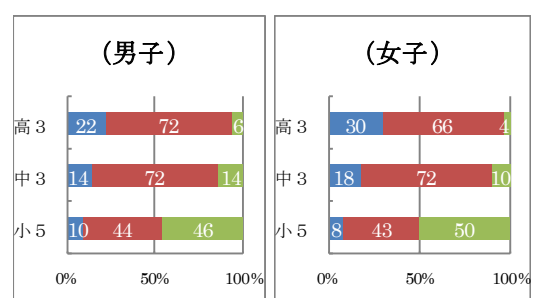
### 朝食について

■ 毎日食べる ■ 時々欠かす ■ 食べない



### 1日の睡眠時間について

■ 6時間未満 ■ 6~8時間 ■ 8時間以上



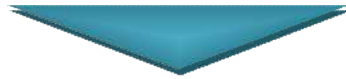
高知県教育委員会「平成28年度高知県体力・運動能力、生活実態等調査」より

## ■ 取り組みの方向性

### ① **子どもの権利が尊重されながら、安心して心豊かに成長できる**

子ども一人一人の権利を尊重する意識の醸成とともに、児童虐待やいじめ、不登校などをについて、予防、早期発見、早期対応、再発防止に向けた取り組みを推進します。

また、子ども自身の努力では解決出来ない不利な環境により、将来の道が閉ざされることのないよう、積極的な支援に取り組みます。



## ■ **基本プラン**

### **プラン 9** 子どもの人権に関する理解の促進

- ・人権教育の充実及び子どもの権利に関する県民への啓発の推進  
【障害保健福祉課、私学・大学支援課、人権課、教育政策課、人権教育課】
- ・地域ぐるみや職域での大人に対する人権教育の推進 【人権課】

### **プラン 10** 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの 推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化

- ・児童相談所の体制強化や市町村における児童家庭相談体制の強化など、児童虐待予防等の取り組みの推進 【児童家庭課、県民生活・男女共同参画課、人権教育課】
- ・各種相談機関での来所や電話・メールによる相談支援の充実及び体制強化と窓口の広報等の実施 【健康対策課、障害保健福祉課、児童家庭課、生涯学習課、人権教育課】
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置拡充など、保育所等や学校における相談・支援体制の充実  
【幼保支援課、生涯学習課、人権教育課】

## プラン 11 不登校対策などへの多方面からの取り組み

- ・不登校の予防と不登校児童生徒などへの支援の強化 【生涯学習課、人権教育課】
- ・学校や心の教育センター、ひきこもり地域支援センターにおける教育相談や、心のケアの充実強化 【障害保健福祉課、人権教育課】
- ・問題行動のある子どもに対する立ち直りの支援や、社会で孤立させないための就労支援など見守り体制の充実 【児童家庭課、人権教育課、警察本部少年女性安全対策課】

## プラン 12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援

- ・奨学金貸与や就学に対する援助など、進学・修学の希望を叶えるための経済的な支援 【私学・大学支援課、高等学校課、特別支援教育課】
- ・子どもの健やかな成長を育む生活基盤の確保にむけた保護者等への支援 【児童家庭課、福祉指導課、住宅課】
- ・里親制度の推進や、児童養護施設等に入所する子どもなどに対する学習支援・自立支援の推進 【児童家庭課、福祉指導課、生涯学習課】

## ■取り組みの方向性

### ②子どもの健やかな成長を支える生活習慣を身に付ける

子どもの発達段階に応じた健全な食生活や運動、睡眠など、規則正しい生活の重要性を啓発するとともに、健やかな成長を支える健康的な生活習慣を身に付けさせるために、健康教育や様々な相談・指導などの取り組みを推進します。



## ■基本プラン

### プラン 13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進

- ・朝ごはんの習慣づけなど健全な食生活の重要性についての啓発や、健康教育や食に関する指導の実施 【健康長寿政策課、幼保支援課、生涯学習課、保健体育課】
- ・発達段階に応じた適切な運動や休養、睡眠など生活リズムの重要性についての健康教育・指導や、啓発の実施 【健康長寿政策課、幼保支援課、生涯学習課】
- ・喫煙の影響や喫煙防止についての健康教育の実施と、受動喫煙の防止に向けた取り組みの推進 【健康長寿政策課】
- ・むし歯・歯肉炎予防やフッ化物応用の推進、仕上げ磨きの重要性の啓発 【健康長寿政策課、保健体育課】



## 第4章 推進計画の進捗のために

---

### 1 子ども条例の周知啓発

条例の内容を紹介するリーフレットを、子どもをはじめ多くの県民の皆様に配布するとともに、ディスカッションを通じてコミュニケーション力の向上を図るフォーラムを開催するなど、条例の趣旨の周知や広報に取り組みます。

### 2 家庭、学校、地域と行政が連携した取り組みの推進

子ども条例が目指す、子どもの権利が尊重されながら、子どもが高い規範意識と自尊心を持って心豊かに成長することができる環境づくりを実現していくために、保護者の方々をはじめ、日頃から子どもに接している学校関係者や地域の方々、行政機関などが連携し、一体となって取り組みます。

### 3 推進計画の進行管理

この計画に位置づけた事業については、県の関係部局や市町村、関係機関などが連携して取り組みを進めるとともに、毎年度、年次報告をとりまとめ、高知県子どもの環境づくり推進委員会に取り組みの状況を報告します。

併せて、「高知県次世代育成支援行動計画」や「日本一の健康長寿県構想」、「高知県教育振興基本計画」「よさこい健康プラン21」「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」など、子どもに関連する様々な計画などの進捗状況を踏まえて、必要に応じ、計画の見直しや修正を行っていきます。



## 参 考 資 料

高知県子ども条例

高知県子どもの環境づくり推進委員会規則

高知県子どもの環境づくり推進委員会第六期委員名簿

高知県子どもの環境づくり推進委員会開催の経過

## 高知県子ども条例

平成 25 年 1 月 4 日

高知県こども条例（平成 16 年高知県条例第 35 号）の全部を改正する。

高知県の将来を担う子どもが、豊かな自然の中で夢を持ってのびのびと遊び、学んで心豊かに成長することは、全ての県民の願いである。

全ての子どもは、かけがえのない存在として、生まれながらに人としての尊厳と権利を有する。その尊厳と権利を守り、健やかな成長を支えることは、社会を構成する大人一人一人の責務であり、子どもは、虐待、いじめその他のあらゆる暴力や差別から守られなければならない。

急速な少子化や核家族化の進行をはじめとした社会や経済状況の変化による地域社会の活力と共同社会機能の低下は、子どもの人間関係や社会意識の希薄化と規範意識の低下をもたらし、高知県の将来に深刻な影響を与えることが懸念されている。

そのため、人と人が強い絆で結ばれた地域社会を再構築し、子ども一人一人が、自ら力を発揮しながら自尊感情と他者を思いやる心を育み、すくすくと成長することができる社会環境と教育環境を醸成していくことが求められている。

私たち県民は、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、高知県の特性を十分に生かしながら、子どもの年齢と成熟度に応じて、その成長をしっかりと見守り、支えることを目指さなければならない。

このような考えのもと、私たち県民は、子どもの権利が尊重されながら、高い規範意識と自尊心を持って心豊かに成長することができるよう、家庭、学校、地域と行政とが、一体となって環境づくりに取り組むことを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、「子ども」とは、18 歳未満の者をいう。

（基本理念）

第 3 条 子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくり（以下「子どもの環境づくり」という。）を県民で醸成するため、次に掲げる事項を基本理念として社会全体で推進しなければならない。

- (1) 子どもは、次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下、子どもが年齢及び成熟度に応じて成長することができること。
- (2) 子どもが、家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性及び社会性を育み、成長とともに高い規範意識、自尊心及び他者を思いやる心を身に付けることができる環境をつくること。

(3) 保護者、学校関係者等、地域社会及び行政が子どものために連携すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの環境づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、次条から第7条までに規定する責務に配慮しなければならない。

3 県は、第8条の規定により連携し、及び協働して行われる取組を支援しなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて重要な役割を有すること及び基本理念にのっとり子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが高い規範意識を身に付けること及び自ら力を発揮して成長することができるよう、深い愛情を持って育てなければならない。

(学校関係者等の責務)

第6条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保及び子どもが安心して、学びながら成長することができる教育環境づくりに努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、自らの意識、行動等が子どもに与える影響の大きさを自覚し、自らの規範意識を高めるとともに、子どもが健やかに成長することができる社会環境づくりに努めなければならない。

(連携及び協働)

第8条 保護者、学校関係者等及び県民は、前3条に規定する責務を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するように努めるものとする。

(市町村との連携)

第9条 県は、第4条第1項の施策を推進するため、市町村と連携を図るとともに、市町村が実施する子どもの環境づくりに関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援に努めなければならない。

(計画の策定等)

第10条 県は、この条例の目的及び基本理念を実現するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき指針

(2) 前号に掲げるもののほか、子どもの環境づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、毎年度、推進計画に基づき行う施策の実施状況について、年次報告として取りまとめ、これを公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

(推進委員会の設置等)

第11条 子どもの環境づくりに関する施策を推進するため、高知県子どもの環境づく

り推進委員会（以下この条において「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 推進計画の作成及び変更に関すること並びにこの条例の目的の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 推進計画に基づき県が実施する子どもの環境づくりに関する取組の状況について、知事に対して意見を述べること。

3 推進委員会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、子どもに関し識見のある 15 歳以上の子どもを含む県民から、知事が任命する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(広報及び啓発)

第 12 条 県は、この条例の目的及び基本理念についての理解が促進されるよう、広報及び啓発に努めるものとする。

(相談への対応)

第 13 条 県は、子どもの環境づくりを推進するに当たって、子ども及びその保護者から相談があった場合は、適切な対応を行うものとする。

2 県は、前項の相談に応じ、必要な調査及び助言を行うほか、関係行政機関への通知その他処理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に高知県こども条例（平成 16 年高知県条例第 35 号）第 20 条第 1 項の高知県こどもの環境づくり推進委員会（以下この項において「従前の高知県こどもの環境づくり推進委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日において第 11 条第 4 項の規定により高知県子どもの環境づくり推進委員会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる高知県子どもの環境づくり推進委員会の委員の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、同日における従前の高知県こどもの環境づくり推進委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

# 高知県子どもの環境づくり推進委員会規則

(平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県子ども条例(平成 25 年高知県条例第 1 号)第 11 条第 6 項の規定に基づき、高知県子どもの環境づくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 推進委員会に委員長及び副委員長 2 名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 推進委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 推進委員会は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(推進委員会の庶務)

第 5 条 推進委員会の庶務は、高知県地域福祉部少子対策課において処理する。

(意見の聴取)

第 6 条 推進委員会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、子どもを含めた県民から意見を聴くことができる。

(資料の提出等の依頼)

第 7 条 推進委員会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、関係する教育機関、行政機関及び団体に対して、資料の提出、説明又は調査を依頼することができる。

(要旨の公表)

第 8 条 推進委員会は、調査審議した事項のうち重要なものについて、その要旨を公表する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 高知県子どもの環境づくり推進委員会第六期委員名簿

(任期：平成 29 年 10 月 13 日～平成 31 年 10 月 12 日) ※平成 30 年 3 月現在

岡崎 未栞	中村高等学校 2年	
永野 未来	高知追手前高等学校 吾北分校 2年	
平田 久瑠実	清和女子高等学校 卒業	
山岡 七海	高知商業高等学校 2年	
片岡 優世	一般社団法人 U プロジェクト 代表	
谷本 恭子	社会福祉法人 みその児童福祉会 高知聖園天使園 園長	
福留 孝彦	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 事務局長	
関田 浩美	チャイルドラインこうち 代表理事	
中西 稔	認定特定非営利活動法人 カンガルーの会 副理事長	
川北 恭弘	高知県高等学校 PTA 連合会 会長	
野島 利和	高知県小中学校 PTA 連合会 会長	
安岡 幸子	津野町立葉山小学校 校長	
松下 整	高知市立城北中学校 校長	(委員長)
織田 敦子	高知丸の内高等学校 校長	(副委員長)
公文 新	高知学芸中学高等学校 高校教頭	

## 高知県子どもの環境づくり推進委員会開催の経過

### ◇第六期

- 平成 28 年 10 月 16 日 第 1 回委員会 (平成 28 年度第 3 回)
  - ・高知県子ども条例について
  - ・子どもの環境づくり推進計画に基づく県の取組について
  - ・子ども条例フォーラムの開催について
- 平成 29 年 5 月 13 日 第 2 回委員会 (平成 29 年度第 1 回)
  - ・子どもの環境づくり推進計画に基づく県の取組について
  - ・こうち子ども未来フォーラム 2016 の実施報告について
  - ・フォーラムの開催内容について
- 平成 29 年 6 月 18 日 第 3 回委員会 (平成 29 年度第 2 回)
  - ・子ども条例フォーラムの開催内容について
  - ・子どもの環境づくり推進計画 (第四期) について
- 平成 30 年 1 月 28 日 第 4 回委員会 (平成 29 年度第 3 回)
  - ・子どもの環境づくり推進計画 (第四期) について
  - ・その他
- 平成 30 年 3 月 20 日 第 5 回委員会 (平成 29 年度第 4 回)
  - ・子どもの環境づくり推進計画 (第四期) について





高知県子どもの環境づくり推進計画（第四期）

## 子ども条例の目指す理念を実現するための 13 プラン

平成 30 年 3 月

高知県地域福祉部 少子対策課

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 2 0 号

電 話 (088)823-9640

F A X (088)823-9658